

令和6年12月筑北村議会定例会会議録 第1号

令和6年12月 6日

令和6年12月13日

令和6年12月筑北村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○村長あいさつ	6
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第67号～議案第74号の上程、説明	9
○議案第75号の上程、説明	12
○議案第76号の上程、説明	12
○議案第77号～議案第82号の上程、説明	13
○請願・陳情等の委員会付託	14
○延 会	15

令和6年筑北村告示第 号

令和6年筑北村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和6年 月 日

筑北村長 太田守彦

1 期 日 令和6年12月6日（金）午前9時

2 場 所 筑北村役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

不応招議員（なし）

令和6年12月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月6日（金）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 同意第 2号 筑北村教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第67号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第68号 令和6年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第69号 令和6年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第70号 令和6年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第71号 令和6年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第72号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第73号 令和6年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第74号 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第75号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第15 議案第76号 筑北村犯罪被害者等支援条例について
- 日程第16 議案第77号 筑北村社会福社会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第78号 筑北村本城生産物直売所施設ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第79号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第80号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第81号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定について

て

日程第 2 1 議案第 8 2 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定
について

日程第 2 2 請願・陳情等の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 2 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 民 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

これより令和6年筑北村議会12月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により、会議を進めます。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

5番 藤 原 孝 一 議員

6番 吉 池 昌 昭 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議案は議事日程のとおり受理しております。

また、例月出納検査報告書等は、お配りした資料のとおり受理しました。

議長報告及び議員派遣については、第4回臨時議会以降昨日までの内容は、お手元の資料のとおりです。

◎村長あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） 日程第4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

令和6年12月定例議会の開催に当たり、議員の皆様各位には何かとお忙しいところ、全員のご出席をいただき、大変ありがとうございます。

9月定例会の終了後、自由民主党、立憲民主党のそれぞれ代表選挙があり、岸田政権から石破政権へと移りました。石破総理は、就任間もなく衆議院を解散して、総選挙に打って出ましたが、結果についてはご存じのとおり少数与党という不安定な体制となりました。

長野県において、長野1区と2区で自民党の議席が失われたことについて、有権者の政治不信への不満を強く感じますとともに、今後、中央要望等難しさを、厳しさを感じているところでもあります。この問題については、11月全国町村長会議を初め、道路、河川、治水砂防、

災害復旧、簡易水道事業等の全国大会、及び要望活動や意見交換会に参加する中において、東筑村長会においても、共通認識となっております。

村おける影響については、道路関係において国道 403 号線の改良と早期の整備促進、国道 143 号線については青木バイパスに変更して、県道河鹿沢西条停車場線の拡幅と線形改良、主要中央道大町麻績インター千曲選については、差切トンネルといった大型要望を数多く抱えております。今後、各期成同盟会での活動、さらには長野県建設部との連携を今まで以上に強化して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、国土交通省への要望について、令和 8 年度から始まる第 2 期国土強靱化加速化計画に当たり、昨今の資材費と人件費の高騰を受け、計画した事業量を達成するには、大幅な予算確保が必要であることを各大会で訴えて、全国町村長会、また、長野県町村長会においても決議をいたしております。

続きまして、10 月から 11 月にかけて、ほぼ筑北村において毎週末様々なイベントが開催されました。おかげさまで天気にも恵まれ、村内外から多くの方にご参加をいただきました。印象深いものを若干挙げさせていただきます。

まず、筑北村スポーツフェスティバルと善光寺街道ウォーク、聖南マルシェについてです。スポーツフェスティバルには、筑北村に活動拠点を置く女子野球チーム、フェアリーズや長野大学の学生さんが、積極的に運営に携わってくださいました。また、中学生が企画した聖南マルシェには、商工会初め地域の皆様にも加わっていただき、楽しく、にぎやかに開催されました。こうした若い力が今後もぜひ活動に加わってほしいと強く願っております。

2 点目は、筑北村商工祭です。村の公式キャラクターである「天舞くん」と「ちくにゃん」の着ぐるみがこの日、デビューを飾りました。このキャラクターについては、子ども議会において何度か要望されてきましたが、ようやく実現したことを喜びますとともに、さらに親しまれていくよう育てていかねばならないと感じております。

3 点目は、銀座 NAGANO で行われた筑北村デーです。銀座 NAGANO 10 周年を迎えて長野県がリニューアル工事を行い、10 月 26 日にオープンしたばかりにもかかわらず、当村イベントを割り当てていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。企画内容は、昨年と同じみそづくり体験でしたが、予約は 3 日で埋まり、うち昨年の参加者が 3 割を超えました。今年の初参加者からも大好評をいただき、大変手ごたえを感じました。

イベントの最後にみそを使った料理とおにぎりを食べていただくと、口々においしいと、すべての皆様が完食されました。

今回はふるさと納税についても積極的にPRしてきましたので、結果を楽しみにしたいと思っております。

さて、12月定例会でございます。議案関係については、補正予算6件、条例改正等で8件、同意1件を提出させていただいております。この後、提案理由の説明及び各常任委員会でご審議をいただきますが、よろしくお願いを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 村長あいさつが終わりました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第5、同意第2号 筑北村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 同意第2号 筑北村教育委員会委員の任命についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として、筑北村教育委員会委員に筑北村東条 2124 番地 3、山本和彦氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

山本氏は、定年まで民間企業にお勤めの後、令和2年12月から教育委員をお務めいただいております。今回は2期目として再任をお願いするものであります。

任期は令和6年12月7日から令和10年12月6日までの4年間であります。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

これより同意第2号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、同意第2号 筑北村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

◎議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第6、議案第67号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第6号）から、日程第13、議案第74号 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第3号）までの8件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず議案第67号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第6号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ6,509万2,000円を追加し、予算の総額を50億2,093万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、10 款地方交付税は、予算調整に必要な額を補正するもので4,800万1,000円を増額、14 款国庫支出金は、デジタル基盤改革支援補助金の追加等で311万5,000円を増額、15 款県支出金は、農業水路等長寿命化防災・減災事業補助金の追加等で2,087万4,000円を増額、18 款繰入金は、地域振興基金繰入で180万円を増額、21 款村債は、事業の延期による起債充当事業の事業費の減額等で930万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、各項目において職員給の人事院勧告分、及び最低賃金上昇に伴う会計年度任用職員の報酬等を計上したほか、2 款総務費は、U I J ターン就業・創業移住支援金に係る事業、及び戸籍情報システム改修に係る事業費等として2,539万8,000円を増額、3 款民生は、介護保険特別会計への操出金及び指定管理施設の改修等で693万7,000円を増額、6 款農林水産業費は、きのこ資材高騰に伴う生産者に対する補助金、及びため池堤体改修工事の実施設計書策定等で2,052万9,000円を増額、11 款災害復旧費は、農地災害復旧工事費等で667万5,000円を増額。

第2表地方債補正は、事業年度の変更に伴い地方債の総額を930万円減額し、限度額を8億4,902万6,000円としております。

第3表債務負担行為補正は、債務負担行為の内容をお示しのとおり追加するものです。

第4表繰越明許費は、令和7年度に繰り越しして実施する予定の事業についてお示ししております。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第68号 令和6年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ521万4,000円を追加し、予算の総額を7億8,003万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、歳出予算の負担割合に応じて国庫支出金155万8,000円、5款支払基金交付金162万1,000円、7款繰入金106万1,000円をそれぞれ増額いたします。

歳出の主なものは、2款保険給付費591万5,000円を増額いたします。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第69号 令和6年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第3号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,141万5,000円を追加し、予算の総額を1億6,558万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款繰入金は、歳出充当財源として141万5,000円を増額、4款使用料及び手数料は、使用料収入見込みにより1,000万円を増額するものです。

歳出の主なものは、1款経営管理費は、インターネット予約手数料を90万円増額、2款施設管理費は、職員共済費、燃料光熱水費、賄い材料費の不足分として1,051万5,000円を増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第70号 令和6年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ179万1,000円を追加し、予算の総額を4,072万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料は、使用料収入見込みにより130万円を増額、2款繰入金は、歳出充当財源として40万1,000円を増額するものです。

歳出の主なものは、2款施設管理費は、謝礼、賄い材料費などの不足として179万1,000円を増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い

願いいたします。

議案第 71 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は予算の総額の増減はありません。歳入の諸収入の増に伴い、一般会計繰入金を減額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 72 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は簡易水道事業収益 1 億 4,000 万 9,000 円を 279 万 5,000 円増額し、予算の総額を 1 億 4,280 万 4,000 円とし、あわせて簡易水道事業費用 2 億 1,281 万 4,000 円を 314 万 1,000 円増額し、2 億 1,595 万 5,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 1 項 3 目その他営業収益を 16 万 5,000 円増額、1 款 3 項 1 目その他特別利益を 263 万円増額。

収益的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目配水及び給水費を 228 万 8,000 円増額、1 款 1 項 3 目総係費を 85 万 3,000 円増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 73 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は集落排水事業収益 1 億 2,391 万 8,000 円を 372 万 8,000 円増額し、予算の総額を 1 億 2,764 万 6,000 円とし、あわせて集落排水事業費用 1 億 7,009 万 6,000 円を 372 万 8,000 円増額し、1 億 7,682 万 4,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 2 項 2 目他会計補助金を 372 万 8,000 円増額するものです。

収益的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目処理場費を 177 万 3,000 円増額、1 款 1 項 2 目総係費を 195 万 1,000 円増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 74 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は資本的収入 3,367 万 6,000 円を 454 万 2,000 円減額し、予算総額を 2,913 万 4,000 円とし、あわせて資本的支出 3,342 万 8,000 円を 455 万 8,000 円減額し、予算総額を 2,887 万円とするものです。

資本的収入の主なものは、1 款 1 項 1 目建設改良企業債を 250 万円減額です。1 款 3 項 1

目国庫補助金を 76 万 4,000 円減額、1 款 4 項 1 目受益者分担金を 127 万 8,000 円減額するものです。

資本的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目建設改良費を 455 万 8,000 円減額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 14、議案第 75 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（太田守彦） 議案第 75 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、改正の趣旨は、刑法の改正により令和 7 年 6 月 1 日から、懲役と禁固が拘禁刑に一本化されることから、条例中の「禁固」または「懲役」の文言がある筑北村一般職の職員の給与に関する条例ほか 4 条例について、一括して所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 15、議案第 76 号 筑北村犯罪被害者等支援条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（太田守彦） 議案第 76 号 筑北村犯罪被害者等支援条例についてですが、制定の趣旨は、犯罪等の被害には誰もが突然遭う可能性があり、また、長野県内でも凶悪事件の発生が

増えていることなどから、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、村の責務並びに村民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に制定するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 16、議案第 77 号 筑北村社会福社会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定についてから、日程第 21、議案第 82 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定についてまでの 6 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 77 号 筑北村社会福社会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定について、議案第 78 号 筑北村本城生産物直売所施設ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第 79 号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定について、議案第 80 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定について、議案第 81 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定について、議案第 82 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定について、ただいま一括提案となりました議案第 77 号から第 82 号までの各施設における指定管理者の指定についてですが、これら 8 施設は令和 7 年 3 月 31 日をもって、指定管理者の期間が満了になることから、令和 7 年 4 月 1 日からの指定管理者について、村の公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理者選定委員会において審議をし、地方自治法第 224 条の第 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

今回上程しました 8 施設については、住民の平等利用を確保することができること、施設管理を安定して行う業務遂行能力を有していること等の基準に照らして審査をした結果、現

在、指定しているそれぞれの団体を引き続き指定管理者といたしました。

また、指定の期間については、本城生産物直売所施設ふるさと館は従来どおり3年、その他の7施設につきましては指定管理者団体による人材育成期間の確保、質の高いサービスの継続、利用者の多様化するニーズへの対応等をかんがみ、団体の意向も踏まえて令和12年3月までの5年間といたしました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（鎌田欣子議員） 日程第22 請願・陳情等の委員会付託を議題といたします。

別紙のとおり、社会文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情等は別紙のとおり社会文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は、すべて終了しました。

なお、今後の予定は、本日この後、午前9時45分から総務常任委員会所管の案件についてを説明いただき、終了後、社会文教常任委員会所管の案件について、9日月曜日午前9時から、建設産業常任委員会所管の案件について、それぞれ担当課長並びに職員の方に説明をお願いいたします。説明会場は議場で行います。

12 日木曜日は午前9時から、定例会本会議第2日目、一般質問を行います。

13 日金予備は午前9時から、定例会本会議第3日目、一般質問予備日、議案審議、採決を行います。

お諮りします。本日はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

延会 午前 9時30分